

第8 働き方の改革等

国民が将来に希望を持って安心して働くことができる社会を実現するため、労働問題に関する相談体制の整備を図るとともに、仕事と家庭の調和の実現の推進や労働災害の防止、労働者の心身の健康確保のための対策等を実施する。

1 安心して働ける社会を実現するための基盤整備 52億円(44億円)

(1)労働関係法令遵守に向けた指導監督の徹底、体制整備等

16億円(13億円)

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の遵守の徹底を図るため、監督指導等を実施するとともに、そのために必要な体制の整備を図る。

また、労働時間等労働条件の改善に特別の取組が必要な業種・職種等(医療・介護分野の労働者、技能実習生、自動車運転者、建設労働者等)に関して、適切な労働時間の管理等の支援や、労働条件の改善に向けた指導を実施する。

(2)労働問題に関するワンストップ相談体制の整備

16億円(15億円)

総合労働相談コーナーによる労働問題に関するワンストップ相談体制を整備するとともに、制度発足以降増加を続けている個別労働紛争を円滑かつ迅速に解決するための体制を強化する。

(3)労使に対する労働条件についての情報提供、相談その他の支援の実施

5.7億円(1.1億円)

労働契約法、労働基準法等について、専用サイトによる情報提供、相談、セミナーの実施等により労働者への周知等とともに、働くルールに関する教育を実施する。また、事業主に対しても、法令に即し適切な労務管理が行われるよう労働契約法等に関する啓発指導等を実施する。

(4)雇用機会均等確保に向けた取組の推進(再掲・37ページ参照)

8.4億円(8.3億円)

(5) 労働保険の適用促進

7億円(7.1億円)

労働保険に未加入となっている事業所に対する労働保険の適用促進や適正徴収等の一層の促進を図る。また、雇用される労働者に雇用保険への適用促進を図る。

2 仕事と生活の調和の実現～「働き方改革プラン(仮称)」の推進等～

163億円(160億円)

(1) 「働き方改革プラン(仮称)」の推進

30億円(29億円)

働き方の見直し等により、我が国社会の活力を維持・発展させていくため、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制し、また、年次有給休暇の取得促進等を図る観点から、社会的気運の醸成や基盤整備の推進とともに、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進める企業等に対する支援の充実を図る。

さらに、求人企業や雇用調整助成金利用企業を中心に、景気回復期における長時間残業の抑制や、安定雇用の増加に係る助成金等の支援策の活用などについて働きかけを実施する。

(2) 改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制

3.1億円(2.4億円)

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%に引き上げる改正労働基準法が平成22年4月から施行されることを踏まえ、その履行確保を図るため、事業場に対する36協定の適正化指導や、中小企業における割増賃金率引上げの好事例の情報提供等を実施し、長時間にわたる時間外労働の抑制を図る。

(3) 仕事と家庭の両立支援(再掲・36ページ参照)

100億円(100億円)

(4) 男性の育児休業の取得促進

34百万円(14百万円)

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(5) 短時間正社員制度の導入・定着の促進

2.1億円(1.5億円)

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充(制度利用者2人目～10人目まで:15万円→20万円(大企業10万円→15万円))を図る。

(6) 適正な労働条件下でのテレワークの普及促進 1.4億円(1.4億円)

企業等の業務改革等によるテレワークに適した良好な職域開拓を支援するとともに、テレワーク・セミナーやテレワーク相談センターを通じ労働条件面での啓発・助言を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及を促進する。また、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

(7) 生涯キャリア形成支援の推進 26億円(26億円)

多様な働き方に対応したキャリア形成の支援のため、企業向け・個人向けのキャリア健診について、引き続きモデル実施を行うとともに、効果的な実施手法の検討を行う。

3 非正規労働者の待遇の改善(一部再掲・39ページ参照)

143億円(153億円)

(1) パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の改善の確保と正社員転換の推進
15億円(16億円)

(2) 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進等
21億円(21億円)

(3) 派遣労働者等の保護と雇用安定の確保 66億円(97億円)

(4) 派遣労働者等の労働条件及び安全衛生の確保 6.6億円(6億円)

(5) 非正規労働者の総合的支援体制の整備 34億円(13億円)

4 労働災害の防止、労働者の心身の健康の確保のための対策

90億円(88億円)

(1) 企業におけるメンタルヘルス対策(一部再掲・47ページ参照)

46億円(45億円)

各都道府県に設置したメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期治療のための対策、職場復帰等メンタルヘルス対策の支援を総合的に実施する。また、職場の管理監督者等へのメンタルヘルス教育の実施や、職場復帰の支援に関する取組を強化するとともに、労働者のストレス対処に関する取組への支援等を実施する。

(2) 重篤な労働災害の防止

9.8億円(10億円)

食品加工用機械に係る安全対策の充実等機械災害等重篤な労働災害の防止対策を推進するとともに、高年齢労働者の災害防止に関するモデル的取組、指導マニュアルの作成等を実施し、職場における安全衛生対策を推進する。

(3) 化学物質や石綿による健康障害の防止等

33億円(33億円)

化学物質、ナノマテリアルや石綿による健康障害の防止を図るため、化学物質のリスク評価、ナノマテリアルの有害性等の試験、建築物の解体作業等における石綿ばく露防止対策等を実施する。また、職場における受動喫煙による健康障害のリスクを低減するための方策等に係る相談体制の整備等を行う。

(4) 被災労働者の職業生活の支援(新規)

1.5億円

医療機関と企業が連携・調整を図りながら疾病等の種類や職務内容等に応じた効果的な治療・リハビリ等を行うことができ、かつ職業生活の安定を図ることができる方策「治療と職業生活の両立等の実現」の実施に向けたモデル事業を実施することにより支援ノウハウの検討・構築に取り組む。